

今治看護専門学校高等課程准看護科 成績査定内規

制定 平成 9. 4. 1
改正 平成 13. 4. 25
改正 平成 14. 4. 1
改正 平成 15. 4. 1
改正 平成 20. 4. 1
改正 平成 21. 4. 1
改正 平成 22. 4. 1

(趣旨)

第1条 この内規は、今治看護専門学校学則（以下「学則」という。）第9条、第10条及び第23条に基づき、学修評価等に関し必要な事項を定める。

(試験)

第2条 学科試験は、原則として当該科目授業時間数が所定の時間数の3分の2以上に達していなければ受験できない。

2 臨地実習は、所定の時間すべてを出席していなければならない。

(試験科目)

第3条 学科目の区分は、別表・成績査定科目のとおりとする。

(試験期日)

第4条 各科目の試験期日は、最終講義日から1週間経過後以降とする。

(成績評価)

第5条 学科試験の成績順位は、素点の総合計により決定し、平均点は、小数点以下第1位を四捨五入する。

2 実習成績は、1科目として評価する。

(進級及び留年)

第6条 進級及び留年の認定は、進級認定会議で検討し、学校長が決定する。

2 1年次における成績の平均点が60点未満の者及び平均点が60点以上あっても及第点に満たない科目が10科目以上ある者については進級認定会議に諮ることができる。

3 留年は、当該学年1回とする。

(卒業及び卒業延期)

第7条 卒業については、卒業認定会議で検討し、学校長が決定する。

2 卒業試験の再試験で及第しなかった者は、卒業認定会議に諮ることができる。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年8月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。